



障がいのある人への虐待防止について

令和元年(2019年)12月11日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

○目次

- 1 虐待防止法の種類**
- 2 障害者虐待防止法について**
- 3 札幌市の障がい者虐待への対応**
- 4 札幌市の通報・相談窓口**
- 5 平成29年度の状況**
- 6 平成30年度の状況**
- 7 虐待の事例**

1 虐待防止法の種類

○児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月公布（児童虐待防止法）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月公布（DV防止法）

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成17年11月公布（高齢者虐待防止法）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成23年6月公布（障害者虐待防止法）

1 虐待防止法の種類

○それぞれの法律の違い

	<small>じどう</small> 児童 <small>ぎゃくたいぼうしほう</small> 虐待防止法	<small>でいふいぼうしほう</small> DV防止法	<small>こうれいしゃ</small> 高齢者 <small>ぎゃくたい ぼうしほう</small> 虐待防止法	<small>しょうがいしゃ</small> 障害者 <small>ぎゃくたい ぼうしほう</small> 虐待防止法
<small>ぎゃくたい しゃ</small> 虐待者	<small>ほごしゃ</small> ・保護者 <small>ほごしゃ いかい どうきょ にん</small> ・保護者以外の同居人	<small>はいぐうしゃ じじつ こん ふく</small> ・配偶者(事実婚を含む) <small>もと はいぐう しゃ</small> ・元配偶者	<small>ようご しゃ</small> ・養護者 <small>よう かいご しせつ じゅうじしゃ とう</small> ・養介護施設従事者等	<small>ようごしゃ</small> ・養護者 <small>しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう</small> ・障害者福祉施設従事者等 ・使用者
<small>ぎゃくたい</small> 虐待の <small>るいけい</small> 類型	<small>しんたいてき ぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいいてき ぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてき ぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ・ほうにん</small> ・放棄・放任	<small>しんたい たい ふほう こうげき</small> 身体に対する不法な攻撃で <small>せいめいまた しんたい きがい</small> あって生命又は身体に危害 <small>およ また じゆん</small> を及ぼすもの又はこれに準 <small>しんしん ゆうがい えいきょう およ</small> ずる心身に有害な影響を及 <small>げんどう</small> ぼす言動	<small>しんたいてきぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいいてきぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてきぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ほうにん</small> ・放棄・放任 <small>けいざいてき ぎゃくたい</small> ・経済的虐待	<small>しんたいてきぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいいてきぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてきぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ほうにん</small> ・放棄・放任 <small>けいざいてきぎゃくたい</small> ・経済的虐待
<small>つうほう つうく</small> 通報、通告 <small>ぎむ</small> 義務	<small>ぎゃくたい う おも じどう</small> 虐待を受けたと思われる児 <small>はつけん もの</small> 童を発見した者	<small>はいぐうしゃ ぼうりよく う</small> 配偶者から暴力を受けてい <small>もの はつけん もの</small> る者を発見した者 <small>どりよく ぎむ</small> (努力義務)	<small>ぎゃくたい う おも こう</small> ・虐待を受けたと思われる高 <small>れいしゃ はつけん もの せいめい</small> 齢者を発見した者(生命や <small>しんたい じゅうたい きけん しょう</small> 身体に重大な危険が生じて いる場合 <small>ばあい</small> ・養介護施設従事者等	<small>ぎゃくたい う おも しょう</small> 虐待を受けたと思われる障 <small>がいしゃ はつけん もの</small> 害者を発見した者

2 障害者虐待防止法について

(1) 障害者虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

2 障害者虐待防止法について

(2) 障がい者虐待とは

- ①養護者による障がい者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ③使用者による障がい者虐待

2 障害者虐待防止法について

◎ 養護者とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの(第2条第3項)



- 身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人、知人
- 同居していなくても身辺の世話をしていれば養護者
- 経済的虐待については、障がい者の親族による行為も含まれる

2 障害者虐待防止法について

◎ 障害者福祉施設従事者等とは

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業に係る
業務に従事する者(障害者総合支援法)



障害者総合支援法に規定していない居住サービス
(障害者住宅など) ⇒ 養護者虐待の取扱いとなる。

2 障害者虐待防止法について

◎ 使用者とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

派遣労働者による役務の提供を受ける事業主は含まれ国及び地方公共団体は含まれない

※就労継続支援A型事業所は使用者という側面もある

2 障害者虐待防止法について

(参考)障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

年齢	所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等(注3)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部・札幌市) (注1)			—	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道) (注4)	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)		
18歳以上65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	— 【特定疾病 40歳以上】	【20歳まで】(注2) —	【20歳まで】 —	—	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (北海道労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	—	—	—		

(注1) 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の対象にもなる。

(注2) 放課後等デイサービスのみのみ

(注3) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

(注4) 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となる。

「市町村・都道府県における障がい者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

2 障害者虐待防止法について

(3) 障がい者虐待の類型

① 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

(具体的な例)

平手打ち、殴る、ける、つねる、不要な薬を飲ませるなど

2 障害者虐待防止法について

ア こんなものも身体的虐待になります

- ・ 裸で風呂場に放置
- ・ 寒空にベランダへ締め出し
- ・ 食が細い障がい者に、栄養を取らせないといけないと思い、無理やり食事を口に入れていた。
- ・ 利用者とプロレスごっこをした
⇒ 周囲からは虐待と見られて通報されることも

2 障害者虐待防止法について

イー① 身体拘束について

正当な理由のない身体拘束は
身体的虐待に該当する。

※例えば

- ・車いすやベッドに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用する
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2 障害者虐待防止法について

イー② やむを得ず身体拘束をする場合

○3つの要件

- ・切迫性
- ・非代替性
- ・一時性

2 障害者虐待防止法について

イー③ やむを得ず身体拘束をする場合

○手続き

- ・組織による決定と個別支援計画への記載
- ・本人・家族への十分な説明
- ・身体拘束を行った場合の必要事項の記載

2 障害者虐待防止法について

② 性的虐待

性的な行為やその強要

(具体的な例)

裸にする、キスする、わいせつな言葉を言うなど

※ 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある)

⇒ 障がい者本人が相手に好意を持つことも

2 障害者虐待防止法について

③ 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

(具体的な例)

怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いにする
(「○○ちゃん」などと呼ぶ)など

2 障害者虐待防止法について

④ 放棄・放任(ネグレクト)

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話を介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障がい者の生活環境や身体・精神状態を悪化させ、または不当に保持しないこと

使用者の場合、他の労働者の①～③の行為を放置した場合もネグレクトになる

2 障害者虐待防止法について

○こんなことが起きました

※ 利用者同士のケンカにより被害発生



施設職員が適切な対応を行っていないとき

→施設職員による放棄・放任(ネグレクト)が認定される場合がある。

2 障害者虐待防止法について

⑤ 経済的虐待

相手の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体的な例)

年金や賃金を渡さない、同意なく財産や預貯金を処分など

2 障害者虐待防止法について

(4) 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

- ・虐待をしているという「自覚」は問わない。
 - ・障がい者本人の「自覚」は問わない。
 - ・親や家族の意向が本人ニーズと異なる場合がある。
- ※もし、市に通報があったらチームで虐待の有無を判断します。

2 障害者虐待防止法について

障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待が無いと即断すべきものではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁に見られる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれが見られる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような恰好をする
- おびえた表情をよくする。急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷が見られる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を委縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄、放任のサイン>

- 身体からの異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況の落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

2 障害者虐待防止法について

(5) 通報義務があります

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を
発見した者は、速やかにこれを

通報しなければならない

通報先は市町村又は都道府県

2 障害者虐待防止法について

○ 公益通報による不利益取扱いの禁止

「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。」(法第16条第3項)

「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」(法第16条第4項)

2 障害者虐待防止法について

(6) 市町村の役割と責務

○養護者による障がい者虐待の場合

- ・通報または届出を受けた場合の安全確認、事実確認等協力者との対応に関する協議
- ・法に基づく措置及びそのための居室の確保
- ・立入調査の実施、面会の制限
- ・養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言など…

2 障害者虐待防止法について

(市町村の責務つづき)

○障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の場合

- ・ 通報または届出を受けた場合の事実確認等
- ・ 通報または届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・ 障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法または障害者総合支援法に規定する権限の行使

2 障害者虐待防止法について

(7) 施設の設定置者等の虐待防止のための措置

- ・障害者福祉施設従事者等の研修の実施
- ・苦情処理体制の整備
- ・その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置

を講ずるものとする。

2 障害者虐待防止法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)から

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

3 運営に関する基準

(20) 運営規程

⑤ 虐待防止のための措置に関する事項(第8号)

※あらかじめ運営規程に定めることとしたもの

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

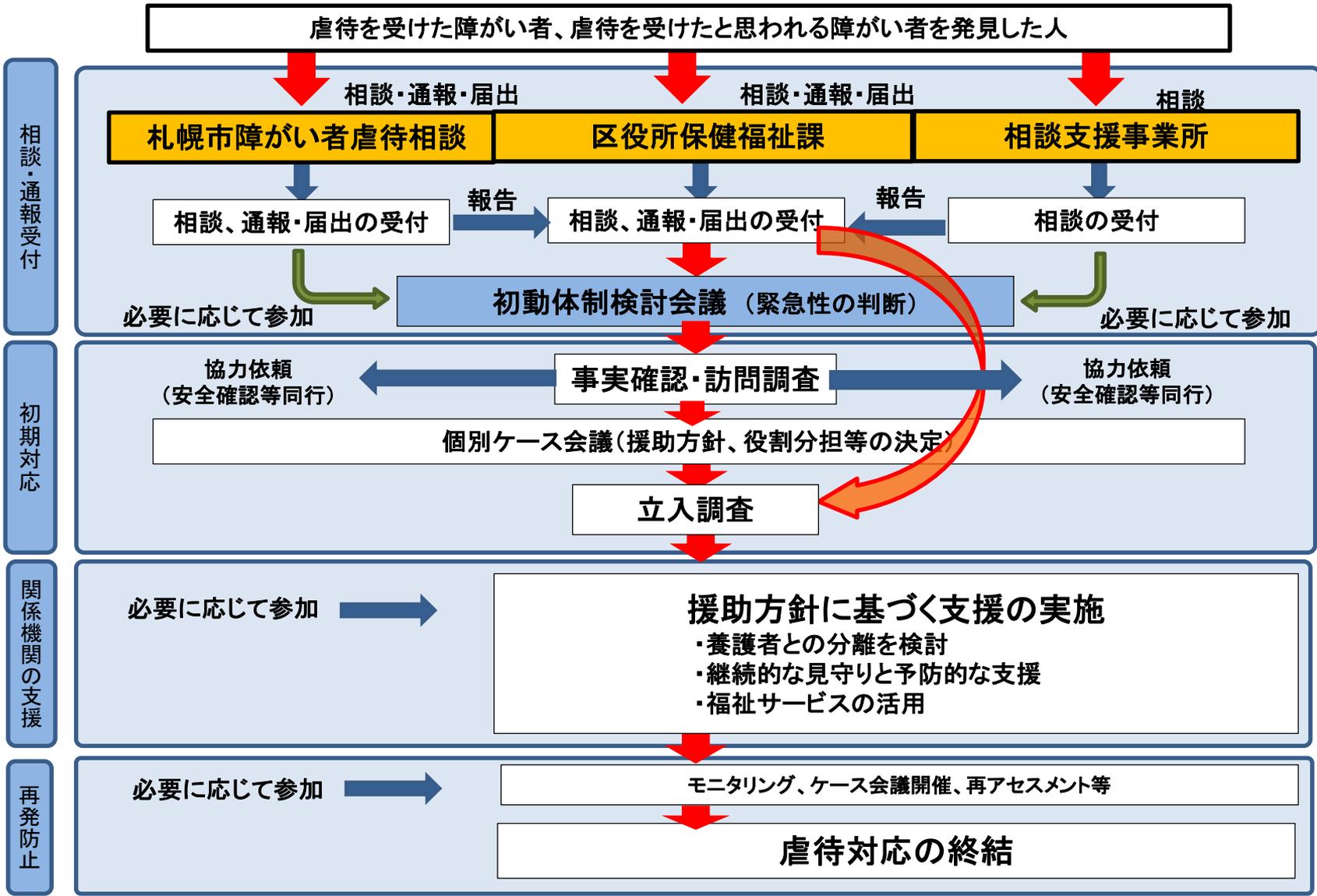
ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(研修方法や研修計画など)

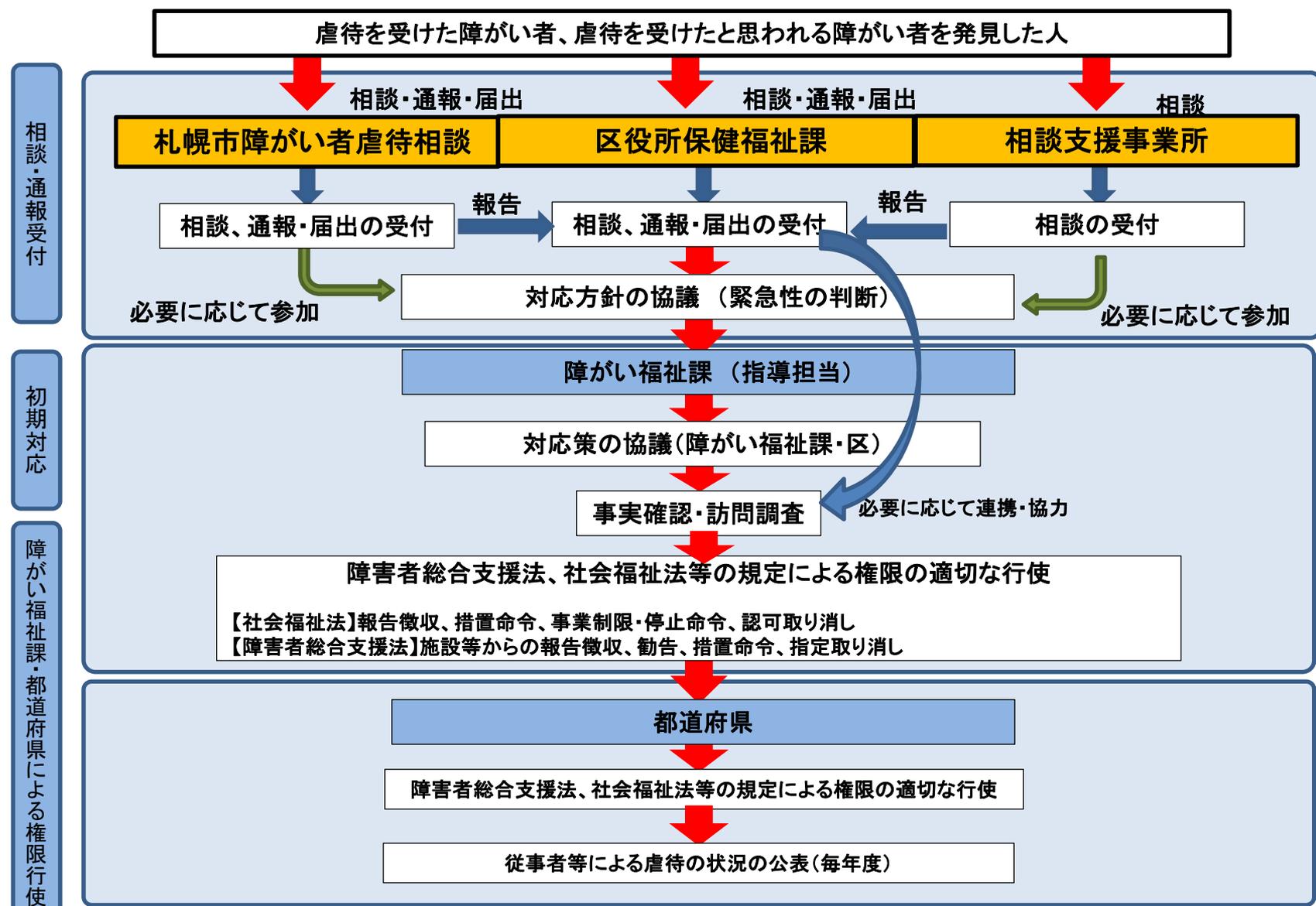
3 札幌市の障がい者虐待への対応

※ 養護者による障がい者虐待の例



3 札幌市の障がい者虐待への対応

※ 障害者福祉施設従事者による障がい者虐待の例



4 札幌市の通報・相談窓口

(1) 通報・相談窓口

ア 札幌市障がい者虐待相談

イ 各区役所保健福祉課

ウ 委託相談支援事業所（市内19か所）

4 札幌市の通報・相談窓口

(2) 札幌市障がい者虐待相談

札幌市社会福祉協議会に委託

ア 設置場所

中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階

電話番号 632-7021 ファックス番号 613-5486

メール: gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

イ 窓口時間

9:00~19:00 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

※ 上記時間外の緊急連絡先 (NPO法人に委託)

電話番号 080-5723-0200

4 札幌市の通報・相談窓口

(3) 受付時の対応

【受付時に聞き取りする主な内容】

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過
- ・緊急性の有無

②障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障がい者本人の心身状況、意思表示能力

③障がい者と家族の状況

- ・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
- ・その他の家族関係

④障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス当の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

⑤通報者の情報

- ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係

5 平成29年度の状況

(1) 通報・届出等の件数

ア 実件数 **177** 件

イ 内訳

(通報・届出者別)

(単位:件)

本人	家族	近隣住民	事業所	警察	その他
45	14	3	23	78	14

5 平成29年度の状況

(虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的
93	6	67	18	32

(虐待者別) (単位:件)

養護者	施設従事者等	使用者
105	47	34

(被虐待者) ※主たる障がい ※重複あり (単位:件)

身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
28	53	100	5

5 平成29年度の状況

(2) 虐待があったと判断した件数 15件

(虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的
6	0	5	0	6

(虐待者別) (単位:件)

養護者	施設従事者等	使用者
5	3	7

(被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
4	8	5	0

6 平成30年度の状況

(1) 通報・届出等の件数

ア 実件数 **187**件

イ 内訳

(通報・届出者別) ※重複あり (単位:件)

本人	家族	近隣住民	事業所	警察	その他
39	8	5	23	103	11

6 平成30年度の状況

(虐待種別) ※重複あり (単位:件)

身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的
122	6	72	14	26

(虐待者別) (単位:件)

養護者	施設従事者等	使用者
132	36	19

(被虐待者) ※重複あり (単位:件)

身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
26	40	123	12

6 平成30年度の状況

(2) 虐待があったと判断した件数 20件(未判定のものあり)

(虐待種別) ※重複あり (単位:件)

身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的
11	2	10	2	5

(虐待者別) (単位:件)

養護者	施設従事者等	使用者
12	6	2

(被虐待者) ※重複あり (単位:件)

身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
4	8	11	1

7 虐待の事例

(1) - ① 全国の事例

○水戸アカス事件(1996年)

茨城県水戸市の段ボール加工会社「アカス紙器」で障害者雇用に交付される特定求職者雇用開発助成金を受け取っていないながら、知的障がい者の従業員にほとんど賃金を払っていないこと。これにより社長が詐欺容疑で逮捕された。

捜査の過程で、社長が長年にわたり、従業員に対して虐待を行っていたことが判明した。

- ・角材やバットで殴る。膝の裏にジュースの缶や角材を挟んで正座させらる。
- ・タバスコをふりかけたご飯や腐ったバナナを食べさせる
- ・女性の従業員への性的暴行

○白河育成園事件(1997年)

福島県西郷村の知的障害者施設「白河育成園」で、園生が暴力を受け薬漬けにされていた。

県の職員が床に倒れぐったりしていた男性を発見したことから、医師の処方なしに理事長が薬を過剰に飲ませていたことが発覚した。

警察の捜査の過程で、職員による園生への体罰が日常的であることも明らかになった。また、女性の園生への性的暴行も行われていたことが発覚した。

7 虐待の事例

(1) - ② 全国の事例

○介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

○職員2人に罰金30万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された。

検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2人を証拠隠滅罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡裁は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。

起訴状によると暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

その後、暴行に関与した2人は懲役2年4か月(執行猶予4年)、懲役2年(執行猶予4年)の有罪判決を受けた。法人の理事長は一連の騒動の責任をとり辞任した。

※厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」から

7 虐待の事例

(2) 養護者虐待の事例

被虐待者		被虐待者との関係	通報者	虐待の状況		
障がい	年代			類型	内容	結果
知的	50代	母	介護ヘルパー	心理的	<ul style="list-style-type: none"> ・80代の母が本人の世話をしていた ・母も認知症でヘルパーによる介護を受けていた。 ・訪問介護ヘルパーが、母が本人を虐待をしている現場を目撃し、区役所へ通報した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の担当職員が自宅を訪問 ・母は最終的に老健に入所 ・本人は、ヘルパーの回数を増やし自宅で生活を継続 ・別居の親族の協力も得られることになった。 ・本人は、ヘルパーの回数を増やし自宅で生活を継続 ・別居の親族の協力も得られることになった。 ・相談支援事業所による支援もあり
知的	20代	母	知人	心理的 経済的	<ul style="list-style-type: none"> ・母から日常的に脅し、叩く、蹴る、本人の障害年金の着服等が疑われた世帯 ・ある日、本人が自宅から逃げ出し知人を頼って保護を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知人からの通報で区役所の担当職員が本人と面談。家に帰すのは危険と判断し、緊急受入先調整を行い短期入所施設で一時保護した。 ・その後、調整を行い、本人はグループホーム入所となった。 ・さまざまな機関が協力し、本人への支援と養護者への支援を行った。
精神	50代	知人	医療関係者	身体的 経済的	<ul style="list-style-type: none"> ・別居の知人男性が金銭管理を行っていた。金銭管理に異議を唱えると逆上し、本人を叩くなどの行為が疑われた。 ・本人から生活が苦しいとの訴えあり ・恫喝されていると目撃証言があった。 ・通院先精神科病院に相談があり通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待については、関係者の証言から、事実が認められる。 ・経済的虐待については明確な証拠がなく判断に至らず。 ・他機関等の協力も得て、転居を行い、養護者との関係を絶つ。

7 虐待の事例

(3) 障がい者福祉施設従事者虐待の事例①

被虐待者		被虐待者との関係	通報者	虐待の状況		
障がい	年代			類型	内容	結果
知的	20代	施設職員	施設長	性的	<ul style="list-style-type: none"> ・入所中の本人が施設職員から体を触られたと他の職員に相談があった。 ・施設長からの関係者への聞き取りで当該職員が事実を認めた。 ・施設長は札幌市に通報した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。 ・札幌市では、性的虐待があったことを認定し、再発防止等を当該施設に指導するとともに北海道に報告した。
知的	10代他	施設職員	施設元職員	身体的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援のイベントにおいて、児童に不適切な対応があった。 ・後日、その事実を知った児童の親族から児童虐待相談の窓口で相談があった。 ・施設の元職員からも通報があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。 ・事実を目撃している職員は複数いたが、雰囲気的に言い出せなかったという証言があった。 ・札幌市は当該事実があったことを確認し、身体的虐待を認定した。 ・当該施設には、人格を尊重したサービスの提供、再発防止等を指導し、北海道に報告した。

7 虐待の事例

(4) 障がい者福祉施設従事者虐待の事例②

被虐待者		被虐待者との関係	通報者	虐待の状況		
障がい	年代			類型	内容	結果
知的精神	50代	管理者	本人	身体的 心理的	<ul style="list-style-type: none"> ・通所の施設で、指示に従わない利用者が、管理者に胸倉をつかまれ叩かれた。 ・口ごたえすると、「ハウス！」などと言われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市障がい福祉課の担当職員が訪問調査で、関係者から聞き取りを行った。 ・身体的虐待については、判断に至らず。 ・「ハウス」などの言動については、冗談めかして言ったとのこと ・言動については、利用者を人間扱していないと捉えられかねず、心理的虐待と認定した。
精神	20代	施設長	家族	性的 心理的	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に指導員が体を触ってくるなど、性的虐待があったとの訴え 	<ul style="list-style-type: none"> ・性的虐待については判断に至らず。 ・しかし、虐待だと訴えたことに対しての、管理者から本人への対応が不適切であり、心理的虐待と認定した。

7 虐待の事例

(5) 使用者虐待の事例

被虐待者		被虐待者との関係	通報者	虐待の状況		
障がい	年代			類型	内容	結果
知的	20代	事業主	行政	身体的 経済的	本人が労働基準監督署に最低賃金以下で働かされており、使用者に小突かれたと申し立てた。	労働基準監督署により臨時検査を実施、関係者の聞き取り調査等を行う。事業主は最低賃金法違反と賃金未払いを認める。また指導のつもりで、軽く叩いたことも認めた。未払い賃金は支給された。
身体	60代 他	事業主	行政	経済的	就労継続支援A型の経営状態が悪く、突然閉鎖された。利用者等に特に説明はなく、賃金の未払いが生じた。	労働基準監督署の調査により、賃金の未払いを確認し是正勧告を行った。また、札幌市でも就労継続A型の事業所であるため、訪問調査を行い、賃金の不払を認め経済的虐待を認定し、北海道へ報告した。

7 虐待の事例

(6) ある就労継続支援A型事業所の例

○虐待者 … 職業指導員

○内容(身体的虐待、心理的虐待)

- ・仕事を間違うと肩を殴られたり、蹴られたりした
- ・品物が入った袋を投げつけられた、台車をぶつけられた
- ・次に何をすればいいかたずねた時、乱暴な言葉を投げかけ、手順を教えない、また利用者を侮辱するような言葉を投げかける

○施設の対応

- ・目撃情報があり、現場では早い段階でこの状況を把握していた
- ・しかし、現場では当該職員に口頭注意留めていた。
- ・上司への報告が遅れたため、市への報告も事件発生後の1年後であった

○その結果

- ・当該職員の虐待が繰り返され、最終的に職を失うこととなった
- ・虐待を事実と認定され、市から文書による指導をされた

7 虐待の事例

(7) 共同生活援助の例

○虐待者 … 生活支援員

○内容(身体的虐待、心理的虐待)

①利用者の額を叩く

②入浴時間を守れない利用者の食事を隠す

○調査の結果

①冗談として軽く叩いたと認めた

②罰として食事を隠したことを認めた

○その結果

①直ちに虐待とはいえないが、身体的虐待に拡大しかねないため改善を指導

②懲罰として食事を隠すことは悪質であり、心理的虐待と認定し改善を指導

その他、不適切な行為を認め改善報告書の提出が指導された

7 虐待の事例

(8) 刑事責任を問われることも・・・

- 障害児通所施設を利用する女子高校生の胸を触ったとして、当該施設の50代の職員が青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕
- 重度訪問介護事業所の職員が利用者を殴り死亡させたとして傷害致死容疑で逮捕
- 障害者支援施設で、職員が利用者を押倒し両足を持って引きずり回したとして傷害容疑で逮捕

7 虐待の事例

(9) 調査の中で感じられたこと

- 障がい者に関する知識不足
- 経験のみによる指導
- コミュニケーションの不足
(風通しの悪さ)

◎ 最後に①-1

○パワーハラスメントについて

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※1）を背景に、業務の適正な範囲（※2）を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※1 職場内の優位性

パワーハラスメントという言葉は、上司から部下へのいじめ・嫌がらせをさして使われる場合が多いが、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものもある。「職場内の優位性」には、「職務上の地位」に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれる。

※2 業務の適正な範囲

業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合には、パワーハラスメントにはあたらない。例えば、上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められる。職場のパワーハラスメント対策は、そのような上司の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で、何が業務の適正な範囲で、何がそうでないのか、その範囲を明確にする取組を行うことによって、適正な指導をサポートするものでなければならない。

（平成24年1月「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告」より）

※出典 厚生労働省作成 「～パワーハラスメントを考える～従業員向け研修資料」

◎ 最後に①-2

○パワーハラスメントについて

パワーハラスメントの行為類型	被害の実例（性別）
(1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）	<ul style="list-style-type: none">・足で蹴られる（女性）・胸ぐらを掴む、髪を引っ張る、火の着いたタバコを投げる（男性）
(2) 精神的な攻撃 （脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）	<ul style="list-style-type: none">・みんなの前で、大声で叱責。物をなげつけられる。ミスをみんなの前で、大声で言われる（女性）・人格を否定されるようなことを言われる。お前が辞めれば、改善効果が300万出るなど会議上で言われた（男性）
(3) 人間関係からの切り離し （隔離・仲間外し・無視）	<ul style="list-style-type: none">・挨拶をしても無視され、会話をしてくれなくなった（女性）・他の人に「私の手伝いをするな」と言われた（男性）
(4) 過大な要求 （業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）	<ul style="list-style-type: none">・終業間際に過大な仕事を毎回押し付ける（女性）・休日出勤しても終わらない業務の強要（男性）
(5) 過小な要求 （業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる ことや仕事を与えないこと）	<ul style="list-style-type: none">・従業員全員に聞こえるように程度の低い仕事を名指しで命じられた。（女性）・営業なのに買い物、倉庫整理などを必要以上に強要される（男性）
(6) 個の侵害 （私的なことに過度に立ち入ること）	<ul style="list-style-type: none">・交際相手の有無について聞かれ、過度に結婚を推奨された（女性）・個人の宗教を、みんなの前で言われ、否定、悪口を言われた（女性）

◎ 最後に②

★どこでも虐待の芽は生まれる

✕ 絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない～

虐待が起きたら大変～起きるはずがない

⇒虐待を否定する心理の形成

○いつ虐待の芽が生まれるかわからない～感性、

謙虚さ、風通しのよい職場

⇒虐待をエスカレートさせない

○ 最後に③

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限に留めることができる
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限に留めることができる
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限に留めることができる。

○ まとめ

- ◎ 障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見・対応し再発防止に努めることが重要。
- ◎ 業務中に、虐待を受けている疑いのある方に気づいた場合、速やかに事実確認を行うとともに、札幌市障がい福祉課にご相談ください(電話番号 211-2936)。
- ◎ また、逆に、虐待について札幌市障がい福祉課から連絡があった場合、迅速かつ誠実な対応に努めてください。

○ 参考資料

- ◎ **障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
（平成30年6月 厚生労働省作成）**

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211204.pdf>

- ◎ **わかりやすい障害者虐待防止法研修テキスト（平成28年1月
北海道障がい者保健福祉課作成）**

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/touzisyamuke-kennsyuu-setumeisiryou.pdf>

○ 参考資料その2

◎パワーハラスメントセクシャルハラスメントに関するもの

明るい職場応援団(厚生労働省のハラスメント対策総合サイト)

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

◎ストレスチェック

5分でできる職場のストレスセルフチェック(厚生労働省作成)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

点検してみましよう

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか？
- 利用者への言葉遣いは適切ですか？
- 子ども扱いはしていませんか？
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目がいていませんか？
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか？
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか？
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか？
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか？
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか？
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方がないと思いませんか？
- ヒヤリ・ハットについて、原因の検証はされていますか？

<平成27年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修より>

ご清聴ありがとうございました

